

資金管理運用方針

1 管理運用の基本

- (1) 資金の管理運用は支払準備金及び事業資金の確保に留意し、支障のない範囲で行う。
- (2) 安全性を最優先とし、元本の回収の確実な運用方法による。
- (3) 決済用預金又は利息が付される普通預金で運用する。
- (4) 債券運用等新しい金融商品の導入については、元本の保証を確認し、効率性についても他の運用方法と比較しながら検討する。

2 預託金融機関の選択基準

- (1) 資金の預託は、決済用預金を除き鎌倉市の指定金融機関等のうちから健全な金融機関を選択したうえで行う。
- (2) 選択基準は、次のとおりとし、健全性、収益性、流動性等を分析し、総合的に判断する。

ア 自己資本比率

国内基準を採用している金融機関は4%、国際統一基準を採用している金融機関は8%を超えていること。

イ 格付け

格付けは、次の金融機関による長期債の格付けを採用し、投資適格水準以上であること。

- (ア) (株)格付投資情報センター (R&I)
- (イ) (株)日本格付研究所 (JCR)
- (ウ) ムーディーズ・インベスターズ・サービス (Moody's)
- (エ) スタンダード・アンド・プアーズ (S&P)

ウ 株価

株価の急激な低下に注意すること。

エ 財務諸表の各項目の数値

次の各項目の数値、比率等を参考にして、比較検討を行い、総合的な判断の資料とする。

- (ア) 銀行法等及び金融再生法に基づく債権の与信残高比率
- (イ) 銀行法等及び金融再生法に基づく債権の担保・保証等による保全額
- (ウ) 業務純益

(エ) 総資産経常利益率

(オ) 当期純利益

(カ) 経費率

(キ) 経常利益

(ク) 預金量

オ 預金保護対策

相殺規定など預金保護の有無

カ 情報開示及び資料の提出

情報の開示が他と比較して著しく劣るもの又は会計管理者が求める資料の提出について、正当な理由がなく拒むもの。

3 預託先として不適格とされた金融機関への対応

選択基準の各項目の数値等から、預託先として不適格と判断した金融機関への措置は次のとおりとする。

(1) 預金額及び期間の制限

(2) 新規預金の停止

(3) 預金の中途解約

(4) 取引の停止

4 預金以外の金融商品

(1) 預金以外の金融商品は、元本の保証が確実な国債、地方債、政府保証債（以下「国債等」という。）のうちから運用の対象として選択する。

(2) 運用対象に国債等を選択しようとするときは、あらかじめ直近の利回り等を確認し、元本割れする恐れがある場合は運用の対象としないものとする。

(3) 購入先については、「預託先金融機関の選択基準」を参考に健全な金融機関等から購入する。

付 則

この運用方針は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この運用方針は、令和5年3月10日から施行する。